

京 都 大 学 大 学 院 総 合 生 存 学 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3条 入学候補者の決定は、学館会議で行う。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 (同 左)</p> <p><u>第2の2 長期履修</u></p> <p><u>第3条の2 通則第36条第7項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する者には、学館会議の議を経て、許可することがある。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に入学する者について適用する。</p>